

岡山県備前保健所運営協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は岡山県備前保健所運営協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を備前保健所（以下「保健所」という。）に置く。

(目的)

第2条 この協議会は保健所運営について協議し、地域の保健・医療・福祉の円滑な推進と向上を図り、活力ある地域社会づくりに資することを目的とする。

(委員)

第3条 委員は管内の市町、関係行政機関、医療関係団体、教育関係機関、社会福祉関係団体、職域保健関係団体代表者、学識経験者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

3 委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認められるとき、その他委員としての適格性を欠くに至ったと認められるときは、知事は協議会の意見を聞いて、これを解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に委員の互選による会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときはその職務を行う。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集する。

2 協議会は委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

3 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は保健所において処理する。

(その他)

第8条 この会則で定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。